

令和4年10月14日

## 【方針書の形（構成）案について】

次に、方針書がどんな形（構成）になっているのかを、皆さんで確認していきたいと思います。

**《最初の文》** 方針書にも条例と同じように最初に書かれる文があります。最初の文には、**条例のどの部分**によってこの方針書が作られました、ということや、条例に書かれた目的や基本理念に基づいて作られた、ということが書かれる場合もあります。

「**条例のどの部分**」とは、条例の形（構成）案の3ページでお話ししました「**（施策の推進方針） 第7条**」の部分を行います。

## 《施策について》

条例の形（構成）案の3ページにあります「**（施策の推進方針）**」で考えた一つ一つの施策が方針書に書かれることとなります。

## 《施策の基本的方向》

考えた施策について「なぜそういう施策をつくったのか」などの理由や目的が書かれます。

## 《推進する施策》 《推進施策》と書かれる場合もあります。

上に書かれている「**（施策の基本的方向）**」について、具体的にどんなことをしていくのか、目的を達成するためにこういうことをやっていきましょう、ということが書かれます。

令和4年10月14日

1ページ目でお話しした内容が、方針書の形（構成）の案となります。  
ただ、方針書をつくるには、まずは条例をつくる必要であることと、さらに条例の形（構成）案の中でお話ししました「**施策の推進方針**」を完成させなければ方針書をつくることはできません。

つまり、「条例ができなければ方針書をつくることできない」ということになります。

今回は、方針書のもととなる条例の内容を、皆さんでじっくり考えていくことが大切だと思いますし、また、条例は今回で完成させなくても、次回の検討委員会でまた話し合っていく、という気持ちで進めていってもいいのではないかと事務局では思っています。